

事業主 殿

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
香川県支部長

建機付属クレーン部分の定期自主検査者安全教育のご案内

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

クレーン機能を備えた車両系建設機械は、労働安全衛生法上は車両系建設機械に係る規定及び、移動式クレーンに係る規定の両方が適用されています。

クレーン機能を備えた油圧ショベルの場合、油圧ショベルの部分に関しては**特定自主検査**を、また油圧ショベルに付属した移動式クレーンの部分（以下「建機付属クレーン部分」という。）に関しては**定期自主検査**を各々行わなければならないこととなります。

当支部では、当該機械の特定自主検査有資格者に対して特定自主検査と建機付属クレーン部分の定期自主検査が同時に行うことができるように、「建機付属クレーン部分の定期自主検査者安全教育」を実施することと致しましたので、ご案内申し上げます。

なお、これまでに関係団体における「移動式クレーン定期自主検査者安全教育」を受講修了された方は受講する必要はありませんので申し添えておきます。

敬具

記

- 1.日 時 令和6年9月14日（土）
午前8時45分～午後0時25分
- 2.場 所 香川地域職業訓練センター
高松市郷東町 587-1 電話 087-882-5464
- 3.受講対象者 ①車両系建設機械（整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械）の特定自検査の資格を保有して、その検査に従事する者。
②既に関係団体での「移動式クレーンの定期自主検査者安全教育」、「建機工認定移動式クレーン定期自主検査者講習会」を修了しているが、建機付属クレーン部分について改めて本教育の受講を希望する者。
- 4.受講内容 ①移動式クレーン定期自主検査の意義
②移動式クレーンの上部旋回体、下部走行体及びアウトリガの検査に関する知識
③移動式クレーンのフロントアタッチメントの検査に関する知識
④移動式クレーンの安全装置の検査に関する知識
⑤移動式クレーンの荷重試験の方法及び各部給油一般の検査に関する知識

⑥関係法令及び災害事例

5. 受講料 会員1人 8,800円（教材費及び消費税を含む）
一般1人 8,800円（教材費及び消費税を含む）
（お申込みの際には、資格証明書の写しを提出して下さい。）

※受講料につきましては、申し込み頂いた後 請求書をお送り致しますので
請求書記載の口座に受講料の振り込みをお願いいたします。

※受講料が振込まれた後、受講日1週間前に受講票を事業場へ送付致します。

6. 申込締切日 令和6年9月4日（水）

7. 申込先 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会香川県支部
〒760-0062 高松市塩上町10-5（池商はせ川ビル1階113号室）
電話 087-837-3668
FAX 087-837-3671
E-mail: sacl37@mx1.alpha-web.ne.jp

※ペーパーレス化の為、Eメールで申込いただければ、Eメールで請求書をお送りいたします。

8. 受講取消について

受講者が受講申込をした後、受講の取消しをした場合の費用については、下記の通り定める。

受講取消の受付時期	キャンセル料の取扱
① 研修・教育開始日の5営業日前迄	取消費用は発生しません
② 同4営業日前から2営業日前	教材費を除く受講料を頂きます。
③ 同1営業日前及び当日	教材費を含む受講料全額を頂きます。
特記事項	教材を受講者に事前送付済の場合は、営業日にかかわらず教材費を頂きます。

※ 受講料の返金の為の振込み手数料は各自負担願います。

9. その他 実務研修を受講・修了した方は、「修了証」をお渡し致しますので印鑑をお持ち下さい